

## 【フィリピン】マイクログリッド・システム法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2022年1月21日、未給電地域及び電力供給が十分ではない地域への高品質で信頼性が高く、安全かつ適正価格の電力供給等を目的に、マイクログリッド・システム法が制定された。

### 1 背景・経緯

島嶼（とうしょ）国家であるフィリピンでは、全ての世帯に電力が供給されているわけではなく、政府は電化率100%の実現を目指している<sup>1</sup>。2020年11月24日、「未給電地域及び電力供給が十分ではない地域の総電化のためにマイクログリッド・システムの提供を促進する法案（S.B.1928）」が、フィリピン議会上院に提出され、2021年9月13日に可決された。上院法案は、下院法案（H.B.8203）と統合され、同年11月9日に上院を、11月17日に下院を通過した。同年11月23日、統合法案は、大統領府に送付され、2022年1月21日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、「マイクログリッド・システム法」<sup>2</sup>として制定された（同年1月24日公布、同年2月8日施行、全30か条）。マイクログリッド・システムは、送配電ネットワークを通じた電力供給以外に、小規模発電設備や分散型発電、太陽光・風力等の再生可能エネルギー源からの発電が可能である。同システムの導入により、災害時に発電設備に被害を受けても、地域内の発電可能な他の電力設備からの電力供給が可能となるため、被害が局所化され、影響を受けにくくなることなども期待されている<sup>3</sup>。

### 2 マイクログリッド・システム法の概要

#### (1) 立法目的（第2条）

①電力エネルギーへのアクセスを通じて、持続可能な農村開発及び貧困削減を追求すること、②全ての地域の電化を促進し、未給電地域及び電力供給が十分ではない地域に高品質で信頼性が高く、安全かつ適正価格の電力を供給すること、③未給電地域等の電化に民間部門の参画を促すこと、④低コストであり、かつ再生可能で環境に優しいエネルギー源を優先させながらも、様々な種類のエネルギー源に競争市場を提供すること、⑤電力産業における技術革新の恩恵を最終消費者（フィリピン市民）が享受できる規制環境の導入を確保することを立法目的とする。

#### (2) マイクログリッド・システム（第4条・第5条）

マイクログリッド・システムとは、配電系統又は送電系統に接続されているかどうかを問わず、総合的な発電及び配電システムとして機能する、発電施設又は分散型発電（小規模発電設備）を指す。また、未給電地域とは、この法律の施行日に①電力アクセスがない、②配電系統

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

<sup>1</sup> Filane Mikee Cervantes, “Duterte Signs Microgrid Systems bill into Law,” *Philippine News Agency*, Jan 24, 2022. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1166226>>

<sup>2</sup> Microgrid Systems Act (R.A. 11646). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220121-RA-11646-RD.pdf>>

<sup>3</sup> “Total Electrification of PH Possible under Microgrid System Law,” *Philippine News Agency*, Jan 26, 2022. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1166387>>; 資源エネルギー庁「地域マイクログリッド構築の手引き」2021.4.16. p.12. <[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/energy\\_resource/pdf/015\\_s01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/015_s01_00.pdf)>

がない、③家庭用電力システムがない、④マイクログリッド・システムに接続されていない、又は⑤配電事業者（Distribution Utility: DU）による配電システムの開発がなされていない地域を指す。また、電力供給が十分ではない地域とは、家庭用電力システム、マイクログリッド・システム又は DU により電力供給が行われているものの、それが 1 日当たり 24 時間未満の地域を指す（第 4 条）。マイクログリッド・システム事業者（Microgrid System Provider: MGSP）は、DU が特定した未給電地域<sup>4</sup>において、この法律の第 9 条に規定される電化手順に従い、発電・配電サービスを提供することができる。また、オークション等、透明な競争的手続（第 8 条、第 11 条、第 12 条）によってエネルギー省（Department of Energy: DOE）が宣言した未給電地域及び電力供給が十分ではない地域<sup>5</sup>における電力サービス契約を締結した MGSP は、発電・配電サービスを提供しなければならない（第 5 条）。

### (3) MGSP（第 6 条）

この法律に基づく未給電地域等でのマイクログリッド・システムの所有及び運用は、公益事業とはみなされない。MGSP は、マイクログリッド・システムの運用に先立ち、エネルギー規制委員会（Energy Regulatory Commission: ERC）<sup>6</sup>から運用権限を取得しなければならない。

### (4) ERC の権限、役割及び責任（第 11 条）

ERC は、2001 年電力産業改革法に基づく役割に加え、①MGSP 等が運用するマイクログリッド・システムに対する簡略化された許認可プロセスの提供、②マイクログリッド・システムの技術・サービス性能基準の策定、③電力サービス契約の審査、④料金決定等を行う。

### (5) DOE の権限、役割及び責任（第 12 条）

DOE は、1992 年エネルギー省法<sup>7</sup>に基づく役割に加え、①国家総電化を促進する作業計画（NTER）の作成及びウェブサイト上での公開、②MGSP 及び DU が運用するマイクログリッド・システムに対する簡略化された許認可プロセスの提供、③未給電地域等のリスト化・リストの更新及び年次報告、④DOE が宣言した未給電地域等での競争市場の確保等を行う。

### (6) MGSP との電力サービス契約の終了（第 17 条）

MGSP との電力サービス契約満了に伴う配電線延長の場合、DU は、ERC の承認に従い、MGSP のマイクログリッド・システムを引き継ぎ、配電サービス及び接続を提供するものとする。

### (7) 禁止行為及び刑事罰（第 23 条・第 24 条）

禁止行為として、①この法律の第 5 条～第 9 条に規定された要件を満たす MGSP によるマイクログリッド・システムの設置を許可しないこと、②MGSP が提供する発電・配電サービス、DU が行う電力の接続・供給のうち、いずれかの引継ぎを拒否すること。③DU に対してマイクログリッド・システムの取得を認めないこと等、5 項目が規定される（第 23 条）。

これらに違反した自然人又は法人は、6 年～8 年の禁錮刑、又は裁判所の判断により、7,500 万フィリピンペソ<sup>8</sup>以上、1 億フィリピンペソ以下の罰金に処される（第 24 条）。

<sup>4</sup> DU は、DU が運用するマイクログリッド・システムによる電化のために、未給電地域を特定することができる。また、その一覧は、エネルギー省が毎年ウェブサイト上で公表するものとする（第 9 条）。

<sup>5</sup> DOE は、MGSP による電化及び電力サービスのために、未給電地域及び電力供給が十分ではない地域を宣言しなければならない（第 8 条）。

<sup>6</sup> 2001 年電力産業改革法第 38 条により設立された準司法的な規制機関。Electric Power Industry Reform Act of 2001 (R.A. 9136). <<https://www.officialgazette.gov.ph/2001/06/08/republic-act-no-9136/>>; Energy Regulatory Commission website <<https://www.erc.gov.ph/ContentPage/13>>

<sup>7</sup> Department of Energy Act of 1992 (R.A. 7638). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1992/12/09/republic-act-no-7638/>>

<sup>8</sup> 1 フィリピンペソは約 2.5 円（令和 4 年 9 月分報告省令レート）。